

令和 3 年度の債権管理の取組み（案）

1 基本的な考え方

令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい情勢を踏まえ、数値目標の設定及び年間計画の策定を行わないこととしたが、このような状況の下でも債権管理条例等に基づいた適正な債権管理を行っていかなければならない。

今後の見通しは依然として不透明であるものの、事態収束後においては、改めて数値目標の設定及び年間計画の策定に基づく債権管理の P D C A サイクルを回す取組みを再開する予定である。

令和 3 年度においては、各局室区経理担当課を中心として所管の債権の正確な現状把握に努め、それぞれの債権の性質に応じた債権管理に取り組んでいく必要がある。

2 主な取組み

（１）歳入の根幹たる市税収入の確保

市税については、新型コロナウイルス感染症の影響による納税環境の悪化や徴収猶予の特例制度の適用により大幅に増加した未収金の圧縮を図る。依然として厳しい納税環境ではあるものの、納税者の置かれた状況を見極め、徴収すべき者からの確実な徴収を徹底する。一方、感染症の影響により厳しい状況下にある者については納税の猶予制度を積極的に適用し、歳入の根幹たる市税収入の確保に努める。

（２）依然として納付困難な方に対する適切な対応

ア 減免及び猶予制度の積極的な案内と適切な適用

- ・市公式ウェブサイト等を通じた広報や、納付相談時に制度案内を実施
- ・納付相談における債務者の事情の丁寧な聴き取り
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により設けられた減免を適切に適用

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により設けられた減免の対象とならない者についても、既存の減免・猶予制度を適切に適用

イ 各種支援窓口への案内

- ・本市の給付、援助、貸付等の相談窓口
- ・生活困窮者の自立支援相談等の窓口
- ・多重債務に関する相談窓口

(3) 債権管理条例等に基づいた適正な債権管理

限られた人員や時間で、債権管理条例等の法令に則った適正な債権管理を効率的に実施する。

特に、法令上行わなければならない督促状の発付をはじめ、債権管理台帳の整備、経過記録等の基本的な事務を確実に行う (※)。また、徴収の猶予や履行延期の特約などの支払猶予を行ったものについては、納付履行状況を適切に管理する。

※ 定期監査においても、督促状の未発付、債権管理台帳の未整備、経過記録の記載もれなどの指摘が繰り返しなされているところであり、特に注意を要する。